

所得税・市県民税の障害者控除の

認定書の発行について

《障害者控除とは》

所得税法や地方税法上の所得を申告する際、本人または扶養親族が障害者または特別障害者に該当する場合に、一定金額を所得から控除することができます。

《対象》

- ・ 身体障害者手帳などの交付を受けている方
- ・ 65歳以上の方で、心身の障害の程度が身体障害者手帳などの交付を受けている方に準ずる状態にあると市から認定された方

《市から認定する場合の基準》

直近の介護保険の認定調査資料などをもとに判定されます。

1. 日常生活動作の状況の「歩行・移乗」、「排尿・排便」、「食事」、「洗身」、「着脱衣」のうち1項目以上「一部介助」または「全介助」に該当する場合

2. 認知症高齢者の状況で、認知症の状況が「記憶障害」、「失見

当」のうち1項目以上「軽度」に該当し、かつ、問題行動の状況（6項目）が1項目以上「中度」に該当する場合

※前記1または2に該当する場合には、障害者控除の対象となり、該当する項目やその度合いによって、「障害者」または「特別障害者」に認定されます。

※要介護認定を受けていても、必ずしも障害者控除の対象となるものではありません。

《申請から認定書などの交付までの流れ》

- ・ 市高齢福祉課に「障害者控除対象者認定申請書」を提出してください。（郵送も可）
- ・ 認定の結果は「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者非該当通知書」を郵送します。（即日交付はできません）

※申請書は、市高齢福祉課窓口、または市ホームページからダウンロードできます。

※すでに身体障害者手帳などで控除を受けている方や「本人または扶養者が非課税の方」は、あらためて市から認定を受ける必要はありません。



【障害者控除の申請・認定に関する問い合わせ】市高齢福祉課 ☎ 873・2111 内線175 1755

【税の申告や控除に関する問い合わせ】市税務課 ☎ 873・2111 内線1056～1059

年末の交通事故防止県民運動

12月1日(土)～31日(月)

スローガン 「守ります 家族の笑顔と 交通ルール」

- 重点
- ・ 飲酒運転を根絶しよう
 - ・ 薄暮時間帯および夜間の交通事故を防止しよう
 - ・ 高齢者の交通事故を防止しよう
 - ・ 自転車の交通事故を防止しよう
 - ・ 後部座席を含むシートベルトの着用とチャイルドシート
の正しい使用を徹底しよう

